

# 第 1 章 調査研究の概要

## 第1章 調査研究の概要

### 1. 調査研究の背景と目的

#### (1) 福祉用具専門相談員の位置づけ

介護保険制度における福祉用具貸与サービスの基本方針は、「利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。」とされている（特定福祉用具販売又は介護予防福祉用具貸与若しくは特定介護予防福祉用具販売サービスについても同様）。

こうしたサービスを適切に遂行するために、それぞれの人員基準において配置が義務付けられているのが福祉用具専門相談員であり、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たっては、福祉用具に関する専門的知識に基づき助言を行うものとされている。このように、介護保険制度の下での福祉用具の供給に当たって、福祉用具専門相談員の役割は非常に重要であり、常に専門職としての質の確保・向上が求められている。

#### (2) 福祉用具専門相談員の範囲と養成

この福祉用具専門相談員の範囲は、介護保険法施行令第3条の2第1項において以下の各号に示された者となっている。

①保健師、②看護師、③准看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥社会福祉士、⑦介護福祉士、⑧義肢装具士、⑨前条第1項に規定する養成研修終了者（都道府県における介護員養成研修終了者）、⑩福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するものにより行われる当該講習の課程を終了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を終了した旨の証明書の交付を受けた者。

このうち、⑩の福祉用具専門相談員指定講習については、これまで厚生労働省において一元的に指定していたが、今回の介護保険改正において国から都道府県へ移管されることとなった。これにより、各都道府県において実施される福祉用具専門相談員指定講習の質の向上及び均質性の確保が課題となっている。

#### (3) 調査研究の目的

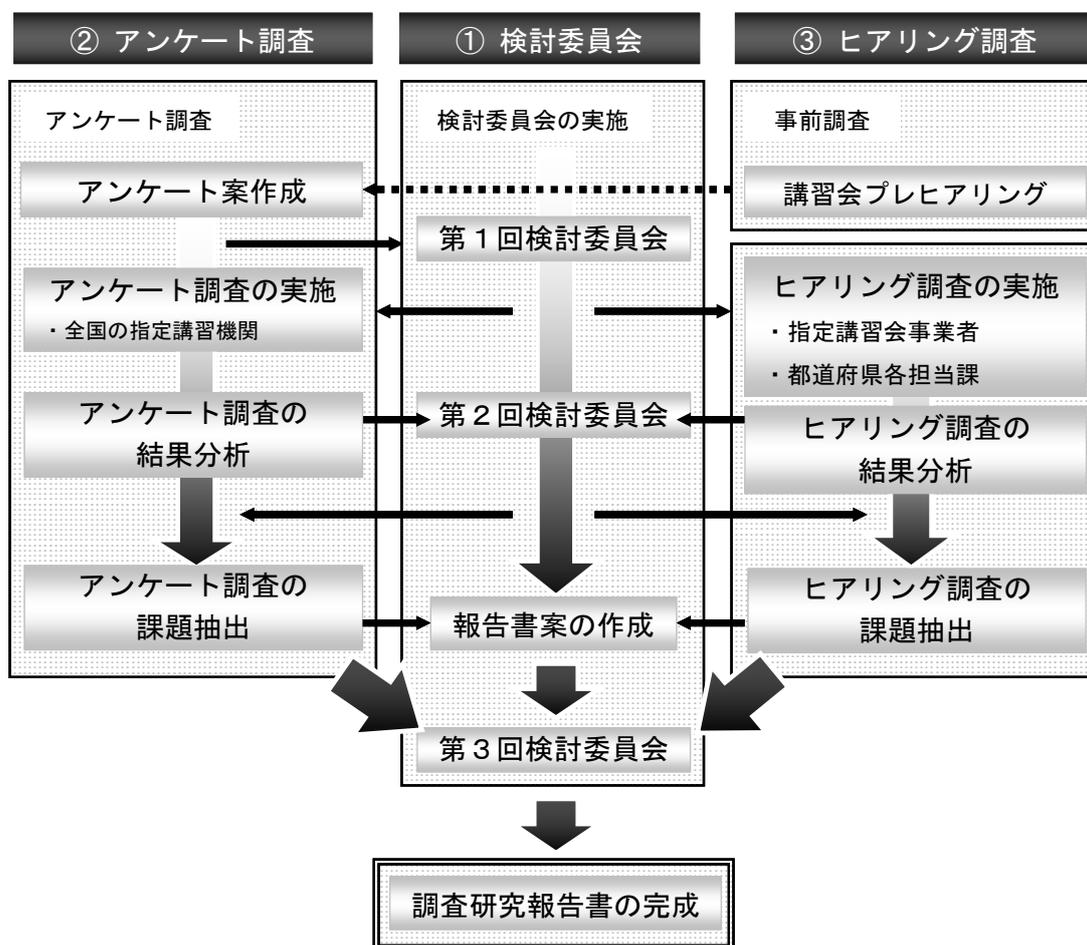
このため本調査研究事業では、全国で行われている福祉用具専門相談員指定講習の内容及び指導者等について教育現場での実際の取り組み状況を把握するとともに、課題を抽出・検証し、福祉用具専門相談員の資質の向上と均質性の確保に向けた方策を検討することを目的とする。

## 2. 調査研究の方法

本調査研究は、①検討委員会の開催、②アンケート調査の実施、③ヒアリング調査の実施を通して、福祉用具専門相談員指定講習会での講義・演習の取り組み状況の実態や、指定講習会への意見等を実態的に把握し、指定講習会の実態に対する多角的な分析を加えた上で、福祉用具専門相談員の資質や均質性を確保する上で望まれる「福祉用具専門相談指定講習会の今後のあり方」を整理するものである。

本調査研究の実施の流れは以下の通りである。

図表 1-1 調査研究の実施の流れ



検討委員会は、学識経験者、福祉用具供給事業者及び介護支援専門員等の有識者で構成し、アンケート調査やヒアリング調査の分析結果等を基礎資料としながら、福祉用具専門相談員等の業務上の課題や解決策、そして研修のあり方等について検討をして頂いた。

#### 《検討委員会メンバー》

委員長	山内 繁	早稲田大学人間科学学術院特任教授	健康福祉科学科	工学博士
委員	荻原 芳明	社会福祉法人全国社会福祉協議会	中央福祉学院	副部長
	小澤 淳子	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	福祉情報部普及推進室	地域支援担当主査
	小島 操	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	東京都老人総合研究所	介護予防区市町村サポートセンター 研究員
	寺光 鉄雄	フランスベッドメディカルサービス株式会社	業務部	課長
	東島 弘子	福祉用具ジャーナリスト		
	山下 一平	株式会社ヤマシタコーポレーション	代表取締役社長	
	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター	企画研究課	課長補佐 作業療法士

(オブザーバー)

北島 栄二	厚生労働省	老健局振興課	福祉用具・住宅改修指導官
岡本 慎	厚生労働省	老健局振興課	福祉用具・住宅改修係長

アンケート調査（第2章）は、福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況や講習会を開催する上での工夫、福祉用具専門相談員の質の向上のために取り組むべきこと等を把握することを目的として、郵送にて実施した。なお、アンケートの対象者は、指定講習会を実施する事業者のうち指定講習会に関する業務を担当する方である。

また、ヒアリング調査（第3章）は、検討委員会における検討内容及びアンケート結果等の検証をすると同時に、実際の講習会の現場での実施状況を汲み取るために実施したものである。全国11都道府県の福祉用具専門相談員指定講習会の事業者に加え、平成18年4月以降指定講習会の指定事務を担当することになった各都道府県の担当課に対してヒアリング調査を実施した。

### 3. 福祉用具専門相談員指定講習会を取り巻く環境

福祉用具専門相談員指定講習会は全国的に実施されているが、一部の都道府県では開催していない場合もあるため、都道府県間での実施状況には差が生じているのが現状である。また、平成 18 年 4 月には各都道府県に講習会指定業務が移管されたが、HP等を見る限りでは各都道府県の取り組み状況や事業者情報の提供等には若干の差が見受けられる。

以下、福祉用具専門相談員指定講習会の置かれている環境について整理する。

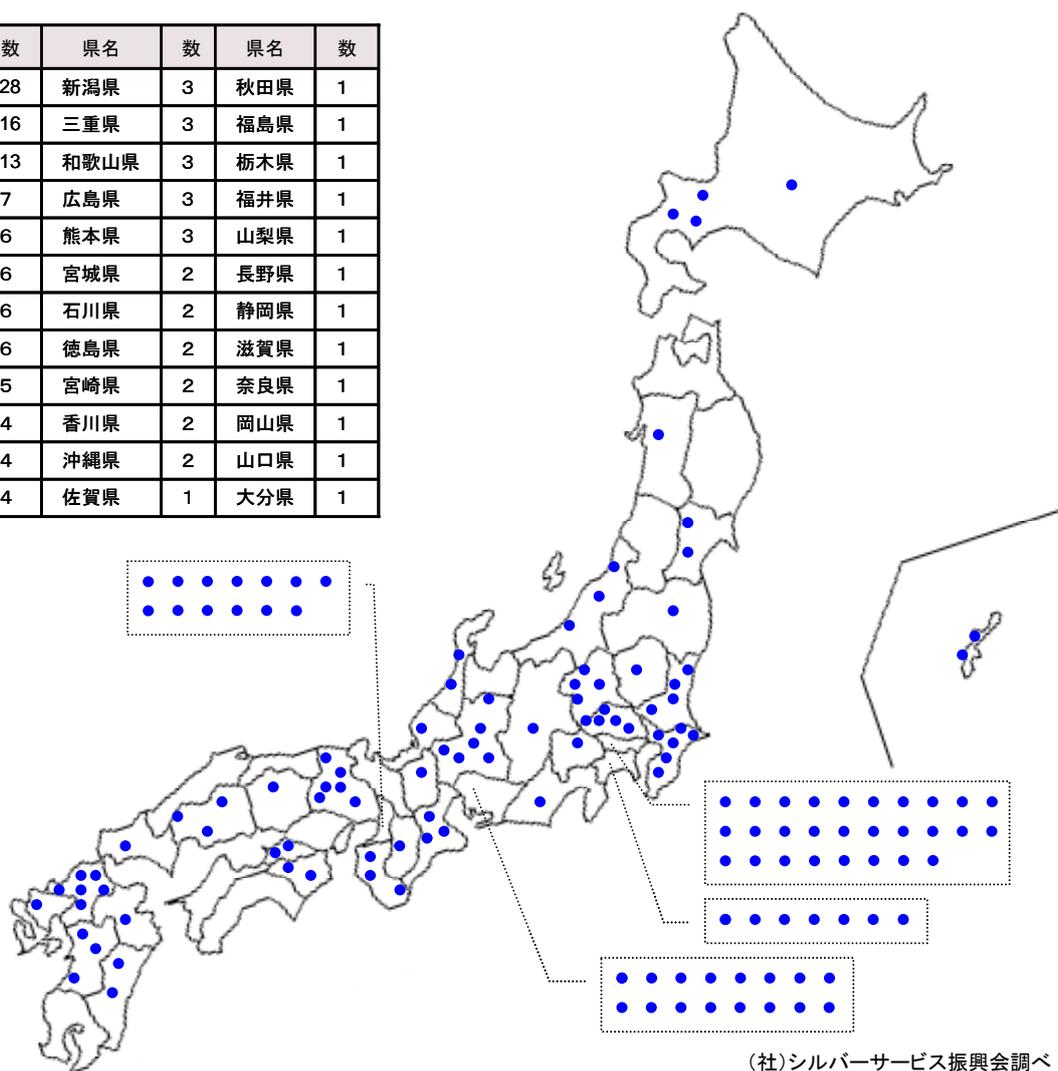
#### (1) 指定講習会事業者の全国分布

福祉用具専門相談員指定講習会を実施している事業者の全国分布を示す。全国およそ 140 事業者の分布は以下の通りである。なお、下記分布は事業者の主たる所在地（都道府県への指定申請の際に届出をしている住所）を示しているため、事業所がなくても指定講習会を実施している場合は件数として含まれていない。

#### (2)

図表 1-2 全国の指定講習会事業者分布

県名	数	県名	数	県名	数
東京都	28	新潟県	3	秋田県	1
愛知県	16	三重県	3	福島県	1
大阪府	13	和歌山県	3	栃木県	1
神奈川県	7	広島県	3	福井県	1
千葉県	6	熊本県	3	山梨県	1
岐阜県	6	宮城県	2	長野県	1
兵庫県	6	石川県	2	静岡県	1
福岡県	6	徳島県	2	滋賀県	1
埼玉県	5	宮崎県	2	奈良県	1
群馬県	4	香川県	2	岡山県	1
北海道	4	沖縄県	2	山口県	1
茨城県	4	佐賀県	1	大分県	1



(社)シルバーサービス振興会調べ

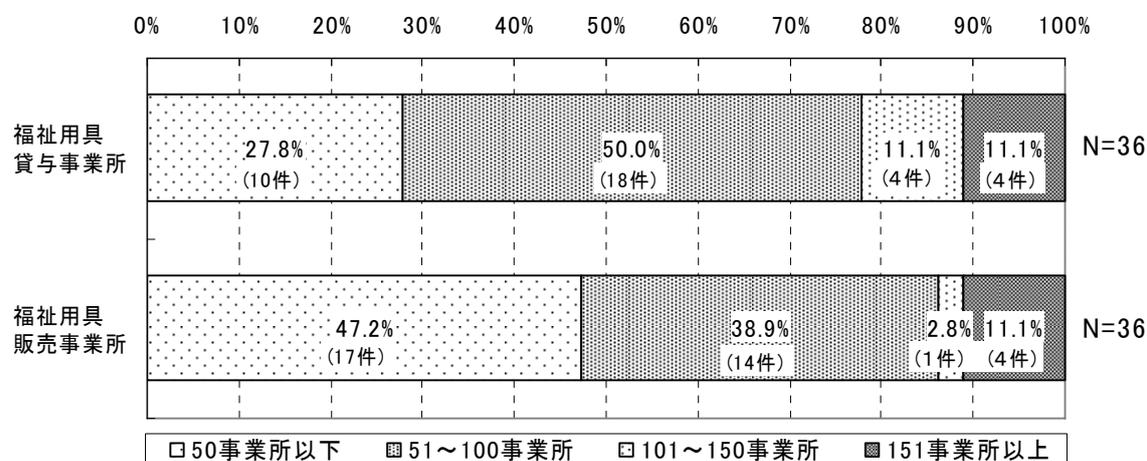
### 福祉用具貸与事業者の全国分布

介護保険制度においては福祉用具貸与が保険給付の対象となっているが、指定居宅サービスとしての福祉用具の貸与事業を行う際には、各事業所に2名以上の福祉用具専門相談員を配置することが定められている。

指定居宅サービスとしての福祉用具貸与を行う事業所は全国で9,500程度（福祉用具販売を行う事業所は全国で7,400程度）あるが、仮に従業員が指定講習会の受講により福祉用具専門相談員としての資格を取ると仮定した場合、各都道府県での講習会実施状況によって資格の取得しやすさや受講の機会に若干の差異が生まれることも予想される。

各都道府県の指定講習会事業者数と福祉用具貸与/販売事業所数との関係は以下の通りである。

図表 1-3 1指定講習会事業者あたりの福祉用具貸与/販売事業所数



WAM-NET 等より作成

指定講習会事業者の事業所がない都道府県（11県）を除いた36都道府県について、1指定講習会事業者あたりの福祉用具貸与・販売事業所数を求めたところ、福祉用具貸与では51～100事業所あたりに1件、福祉用具販売では50事業所以下に1件の指定講習会事業者がいる計算となった。

151事業所あたりに指定講習会事業者が1件となったのは福島県、長野県、静岡県、奈良県の4件のみだったが、これらの4県近隣の都府県では頻繁に指定講習会が開催されている。

なお参考として次ページの表にて、福祉用具貸与/販売事業者数に対して指定講習会事業者数が占める割合を都道府県別に示した。福祉用具貸与事業者数に占める割合の全国平均は1.62%、福祉用具販売事業者に占める割合は2.11%であった。

### (3) 各都道府県の取り組み状況

各都道府県の情報提供の取り組みとして、以下の項目についてHPで確認。

- ・ 専門相談員指定講習会指定要綱の掲載の有無
- ・ 事業者情報（住所、問い合わせ先、実施日、費用、HPアドレス or リンク）

要綱が掲載されていた都道府県は16、事業者情報を掲載していたのは18。うち、要綱と事業者情報を両方掲載していた都道府県は9件にとどまった。都道府県により情報提供に差が見られた。

図表 1-4 指定講習会に関する各都道府県の情報提供(平成18年2月)

都道府県	指定講習会事業者数/ 福祉用具貸与事業所数(%)	指定講習会事業者数/ 福祉用具販売事業所数(%)	要綱	事業者情報					
					住所	TEL (問合せ先)	実施日	費用	HPアドレス orリンク
北海道	1.45%	1.56%	×	×	—	—	—	—	—
青森県	-	-	○	○	○	○	×	×	×
岩手県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
宮城県	1.06%	1.42%	○	○	○	○	×	×	×
秋田県	1.06%	1.27%	○	○	○	○	×	×	×
山形県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
福島県	0.52%	0.56%	×	○	○	○	×	×	×
茨城県	2.40%	3.31%	○	○	○	○	×	×	×
栃木県	0.67%	0.91%	×	○	○	○	×	×	×
群馬県	3.54%	4.04%	×	○	○	○	×	×	×
埼玉県	1.21%	1.59%	○	○	×	×	○	○	○
千葉県	1.75%	2.16%	×	×	—	—	—	—	—
東京都	3.15%	4.20%	×	○	○	○	×	×	×
神奈川県	1.73%	1.80%	×	×	—	—	—	—	—
新潟県	2.38%	1.46%	×	×	—	—	—	—	—
富山県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
石川県	1.67%	2.25%	○	○	○	○	—	—	—
福井県	2.08%	2.78%	×	×	—	—	—	—	—
山梨県	1.64%	2.08%	×	×	—	—	—	—	—
長野県	0.55%	0.62%	○	×	—	—	—	—	—
岐阜県	3.06%	4.92%	○	○	○	○	×	×	×
静岡県	0.44%	0.53%	○	○	○	○	○	○	×
愛知県	3.08%	4.21%	×	×	—	—	—	—	—
三重県	2.17%	2.73%	○	×	—	—	—	—	—
滋賀県	1.16%	1.27%	×	×	—	—	—	—	—
京都府	-	-	×	×	—	—	—	—	—
大阪府	1.41%	1.75%	×	×	—	—	—	—	—
兵庫県	1.35%	1.67%	○	×	—	—	—	—	—
奈良県	0.56%	0.60%	×	×	—	—	—	—	—
和歌山県	2.59%	3.00%	×	○	○	○	—	—	—
鳥取県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
島根県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
岡山県	0.98%	1.03%	×	×	—	—	—	—	—
広島県	1.23%	1.62%	×	○	○	○	○	○	×
山口県	0.88%	-	×	×	—	—	—	—	—
徳島県	1.45%	1.94%	×	×	—	—	—	—	—
香川県	1.38%	1.92%	○	○	○	○	—	—	—
愛媛県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
高知県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
福岡県	1.38%	2.03%	×	×	—	—	—	—	—
佐賀県	1.41%	2.50%	×	○	○	○	○	×	×
長崎県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
熊本県	1.90%	2.46%	×	○	○	○	×	×	○
大分県	0.70%	1.22%	×	×	—	—	—	—	—
宮崎県	1.79%	3.13%	×	×	—	—	—	—	—
鹿児島県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
沖縄県	2.50%	3.28%	×	○	○	○	○	○	×

各都道府県 HP より作成

#### (4) 福祉用具専門相談員に関連するその他資格

福祉用具専門相談員指定講習会に関連して、各種団体や事業者、自治体を中心となり福祉用具供給事業者に対する様々な資格や研修が整備されている。

福祉用具専門相談員の資格取得のためには、①福祉用具専門相談員指定講習（40 時間）と、②（社）シルバーサービス振興会が主催・認定を実施する福祉用具供給事業従事者研修（50 時間、福祉用具専門相談員指定講習も兼ねる）の受講等の方法がある。また、これらの研修を受講していない場合でも、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等の有資格者等は福祉用具専門相談員とされる。

福祉用具供給事業者に対する様々な資格や研修の詳細は次のページの通りである。

図表 1-5 福祉用具専門相談員の資格取得及び取得以降の養成過程内容

研修・資格名	実施主体	カリキュラム・時間	認定試験の有無	受験資格	その他
① 福祉用具専門相談員指定講習	(旧) 厚生労働大臣が指定した「福祉用具専門相談員指定講習」の実施主体 (現) 都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習の実施主体	講義と実技の計 40 時間	なし	主な受講者は福祉用具供給事業に関連した事業者。 受講・受験資格は特になし。	
② 福祉用具供給事業従事者研修(福祉用具専門相談員指定講習も兼ねる)	(社) シルバースーパービジネス振興会 (振興会が自ら実施するものその他委託・承認を受けた指定研修機関において実施するものもある)	講義と実技を含む計 50 時間 (上記内容を兼ねる)	特になし		左記研修の修了後5年以内に振興会が主催する“福祉用具供給事業者現任研修制度”を修了した者を、都道府県において「訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修」を修了したとみなす場合がある。
③ 福祉用具選定技能士認定研修	社団法人 日本福祉用具供給協会	・ A 研修 (ベッド・車椅子) : 14 講座、3 日間で 20 時間 ・ B 研修 (その他)	あり 協会合格基準 (70%)、30 分	「日本福祉用具供給協会に所属」かつ「実務経験が2年以上ある福祉用具専門相談員」	
④ 福祉用具供給事業者現任研修制度	社団法人 シルバースーパービジネス振興会振興会の委託・承認を受けた指定研修機関	講義 (37 時間)・実技 (8 時間) の計 45 時間	特になし (適宜確認テストは実施)	福祉用具供給事業者従事者研修の修了者に限る	
⑤ 福祉用具プランナー	財団法人 テクノエイド協会 各地の介護実習・普及センターや各種団体と共催	講義・実技・修了確認試験を含む 48 時間 ・ 座学 : 51.5 時間 ・ 実技・試験 : 48.5 時間	あり (修了確認試験)	右記の資格条件を取得後、福祉・保健・医療等の実務経験が2年以上であり、原則として現在もその業務に従事しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉用具専門相談員指定講習修了者 (40 h)」「福祉用具供給事業者研修 (50 h)」</li> <li>次の資格を有するもの 介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、看護師、保健師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士</li> <li>実施主体が上記に準ずると認めるもの</li> </ul>
⑥ 福祉住環境コーディネーター	東京商工会議所	検定試験。各種講座の受講は不要	あり (出題範囲を提示)	2 級・3 級は特になし。1 級は 2 級資格合格者	
⑦ 介護フォローアップ研修会等	お茶の水ケアサービス学院等		不明	介護に関連した座学 (知識・総論) や実習研修基本的には資格者を対象としているが、資格者以外の受講も可能	その他有資格者や実務者に対しての研修も適宜実施している
⑧ 自治体による研修・講習	自治体の介護保険課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の選定の判断基準に関する福祉用具専門職に対する研修</li> <li>住宅改修と福祉用具の考え方研修</li> </ul>	なし	自治体内で働く介護支援専門員や福祉用具専門相談員、理学療法士、作業療法士 等	

## 第2章 アンケート調査